

役員報酬に関する規程

(目的)

第1条 この規定は、特定非営利活動法人ミーネット（以下「法人」という。）定款第19条の規定に基づき、法人役員報酬について必要な事項を定めるものとする。

(役員)

第2条 この規定で定める役員とは、法人の理事及び監事とする。

(報酬)

第3条 役員総数の3分の1以下の範囲内で報酬を支払うことができる。

2 役員報酬額は、総会において決定した額とする。

(報酬の支給日)

第4条 役員報酬は、月額をもって支給するものとし、毎月一定の定まった日に支払うものとする。

(報酬の支払い)

第5条 役員報酬は、その金額を通貨で直接役員に支払うものとする。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。また、法令または規定に基づき、役員報酬から控除すべきものがある場合には、その役員に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

(補則)

第6条 この規定に関し、必要な事項は理事長が別に定める。

附則

この規定は、令和2年4月1日より施行する。